

■ 4条1項11号

不服 2020-5250

<本願商標>



第30類「調味料, 焼き鳥のたれ, 香辛料」及び第43類「鳥料理を主とする飲食物の提供」

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>



引用商標：

第43類「焼き鳥を主とする飲食物の提供, アルコール飲料を主とする飲食物の提供」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標は、・・・、「鳥せい」の文字を筆書き風の書体で縦書きしてなるもので、その構成文字に相応して「トリセイ」の称呼を生じるが、特定の観念は生じない。

(2) 他方、引用商標は、・・・、四角形状の枠内に、右上から左下にかけて「鳥正」の文字を縦書きしてなるもので、その構成文字に相応して「トリショウ」、「トリマサ」又は「トリセイ」の称呼が生じるが、特定の観念は生じない。

(3) そして、本願商標と引用商標を比較すると、外観については、構成文字や構成態様などの差異から判別は容易である。また、称呼については、「トリセイ」の称呼を共通にする場合があるとしても、本願商標の称呼と引用商標のその他の称呼（「トリショウ」と「トリマサ」）とは語頭の「トリ」の称呼を除いて語尾の2音が相違するから、構成音全体の聴別は容易である。そして、観念については、互いに特定の観念は生じないため、比較できない

そうすると、本願商標は、引用商標とは、外観については判別が容易で、称呼については、複数の称呼のうち1つの称呼を共通にする場合があるとしても、その他の称呼は聴別が容易であり、観念については比較できないもので、それらを総合して勘案すれば、互いに記憶される印象としては異なるものとなるから、相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

(4) 以上のとおり、本願商標は、引用商標とは、同一又は類似する商標ではないから、その指定商品及び指定役務が同一又は類似であるかを検討するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「鳥せい」と、引用商標「鳥正」は、外観については判別が容易で、称呼については、複数の称呼のうち1つの称呼を共通にする場合があるとしても、その他の称呼は聴別が容易であり、観念については比較できないもので、それらを総合して勘案すれば、互いに記憶される印象としては異なるものとなるから、相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである、と判断されました。

4条1項11号の審決でたまに出てくる「複数の称呼のうち1つの称呼を共通にする場合があるとしても、その他の称呼は聴別が容易」という理由付けが、本審決でもなされていますが、これはわかったようでわからない理屈だとも思います。それら複数の称呼の中でも、どの称呼がもっとも自然に生じるのかといったような点は、考慮する必要はないのでしょうか。

本事件では、「鳥正」からは「トリショウ」、「トリマサ」又は「トリセイ」の称呼が生じるとされていますが、この理屈でいくなら、他にも「チョウセイ」とか「チョウショウ」などといったような称呼も多数生じるとした方が、個人的にはスッキリする気がします。

なお、インターネットで少し調べたところ、引用商標「鳥正」の実際の読み方は「トリショウ」のようです。また、請求人は京都、引用商標権者は神奈川を拠点としているようですので、両商標が併存して使用されても、実質的には、さほど問題はないのかもしれませんが。

ただ、今回は「鳥正」が「トリショウ」と読むようなので良かったものの、もし、これを「トリセイ」と読むのであれば、引用商標権者は、本審決には到底納得がいかないのではないのでしょうか。

いずれにしても、本審決のような判断があり得ることを踏まえたと、多数の称呼を生じ得る漢字から構成される商標については、その正規の読み方も併記して商標登録するか、その正規の読み方についても別に商標登録をしておかないと、安心はできないということになりそうです。実務上、注意が必要と言えるでしょう。

(弁理士 永露 祥生)
< 2021年4月9日 >